指定（介護予防）訪問リハビリテーション　運営規程の記入例

　※この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションと共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| 指定（介護予防）訪問リハビリテーション　運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。（運営方針）第２条　指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図る。　　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。３　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。４　事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。５　　前各項のほか、「姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号）」および「姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営並びに指定介護予防サービス等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。２　事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員及び姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市市条例第49号)に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　△△△（２）所在地　姫路市○○○（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）医師　１名以上診療に基づき、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の作成に必要な利用者の病状等を把握する。また必要に応じて計画を作成する。（２）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士　１名以上医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。（営業日及び営業時間）第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。（３）上記の営業日、営業時間の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。(指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容)第7条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した（介護予防）訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。２　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。　（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料等）第８条　指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。２　指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。（１）事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円（２）事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円４　前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。５　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。６　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。（通常の事業の実施地域）第９条　通常の事業の実施地域は、姫路市（○○町を除く）とする。（衛生管理等）第10条　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。（緊急時等における対応方法）第11条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。２　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（苦情処理）第12条　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第13条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。（虐待防止に関する事項）第14条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。（１）定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底（２）虐待の防止のための指針の整備（３）定期的な虐待の防止のための研修の実施（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（個別サービス計画の提出）第15条　居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者から（介護予防）訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該（介護予防）訪問リハビリテーション計画を提出することに協力するように努めるものとする。（記録の整備）第16条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。２　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。（業務継続計画の策定等）第17条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。　（１）業務継続計画の策定　（２）従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施　（３）定期的な業務継続計画の見直し及び変更（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）第18条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。　（１）おおむね６月に１回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底　（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備　（３）定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施（その他運営に関する重要事項）第19条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後〇か月以内（２）継続研修　　年〇回２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。・原則として、市町村単位（大阪市は区単位）で設定してください。・市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。 |